

会 議 録

- | | | |
|---|----------|-------------------------------|
| 1 | 会議の名称 | 令和2年度第2回総合教育会議 |
| 2 | 開催日時 | 令和3年3月3日（水）午後5時00分から午後5時40分まで |
| 3 | 開催場所 | 熊取ふれあいセンター4階研修室 |
| 4 | 議題 | 第1号 熊取町教育大綱の改定について
第2号 その他 |
| 5 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 6 | 傍聴者数 | 0人 |

7 審議会等の概要

○開会

事務局のあいさつ後、町長から議事が進められた。

○議題 第1号 熊取町教育大綱の改定について

(1) 事務局説明

事務局から熊取町教育大綱の改定についての趣旨に関して説明。内容については次のとおり。

- ・本改定の趣旨は、これからの未来を担う子ども達が環境や人権に関する社会問題を主体的に考える力を身に付けるよう SDGs の観点を取り入れるものである。
- ・「第2章1 教育に求められるもの」に SDGs の趣旨・目的に沿った文章を追加する。
- ・「第2章1 教育に求められるもの」の前段落で記述されている「生きる力」を身に付けるために必要な取組を表す文章を追加する。
- ・「第3章1 学校教育の取組方針（4）教職員の資質・能力の向上」に現在でも支援者としての能力を教育現場でも求められているが、あらためて SDGs の観点から支援者としての資質・能力に関する項目を追加する。
- ・「第3章1 学校教育の取組方針」について、取組方針の順番を変更する。

(2) 委員・事務局間の意見交換

事務局からの説明後、委員・事務局間で意見交換と質疑応答を行った。内容については次のとおり。

- (委員) 取組方針の順番を変更するのはどういった趣旨か。
- (事務局) 現在の教育大綱は教育環境の整備から教育内容に関する記述になっていたが、教育内容から環境整備に関する記述順に並び変える方が適当であろうということから変更しております。
- (委員) 指導要領をあらためて読むと前文に SDGs に関する記述があった。教育大綱に文章として表現することによって、より SDGs を意識することになると考える。GIGA スクール構想が熊取町においても進められていくなかで学習の幅や深さに変化が生じることで SDGs に関する様々な課題を意識するきっかけになり、関わりが加速するなかで教員との役割について支援者としての意識をより高くすることに生かしたい。
- (委員) 子ども達の課題に対する支援をするための教育という内容で良い。
- (委員) 子ども達には様々なことから社会問題や環境問題等を自分事として認知してもらいたい。大人として扱うべきところは大人として扱うために必要な内容だと考える。
- (委員) 世界的な問題を身近に感じることができ、教科を越えた教育をすることができる。教員は指導者だけでなく支援者としての意識も持つことが重要である。その内容を明確に記述することは良いことである。
- (委員) SDGs の内容を明記することは良いことである。ただし、現場の教員に指導者から支援者の立場に突然転換することは難しいのではないか。また、指導者としての教員の関わりも必要である。
- (委員) 指導者と支援者の二つを対立させる訳ではなく、あくまで支援者としての一面の持ってもらうことを示している。
- (委員) 教員は多くの研修を受けているが、SDGs をきっかけに社会が変化し、それに伴い子ども達も変化している。こうした状況で教員にも変化が必要であるということをも明記したい。
- (委員) 支援をするということは指導をするよりも能力的に難しいものであり、指導をする必要がある過程で支援をすることが重要である。
- (委員) 学習の主体が子ども達であることをより明確にしたい。
- (委員) 「第3章1学校教育の取組方針(3)社会の一員としての自覚と規範意識の醸成」に SDGs による社会の変化に対応し子ども達が生活環境・自然環境に対する意識を育む旨の内容を入れたい。
- (委員) なぜ生活環境・自然環境に限定するのか。
- (委員) 生活環境とは社会環境という大きな意味であり、身近な変化全般を指しており特定の分野という意味ではない。
- (委員) 内容を周りと比較した際に、バランスがとれるようにより具体性を帯びた内容にするべきでは。

(委員) 子ども達の行動に反映されるような取組にしてはどうか。

(委員) SDGs を教材として使うことで様々な教育活動が可能になるので良い。

(事務局) 子ども達が持続可能な社会の実現に向け、主体的に行動する意識等を育むという文言を追加してはどうか。

○議題2 その他

町長からその他の議論すべき案件について確認があり、その他の案件がなかったので閉会。

8 審議会の情報	名称	総合教育会議
	根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)
	設置期間	平成27年4月1日から
	所掌事項	教育大綱の策定に関する協議等を行う。
	委員数	6人

9 担当課	総合政策部企画経営課
-------	------------